

# こんにちは ハローワーク

令和6年7月1日発行

7 月号

築館公共職業安定所  
栗原市築館薬師2丁目2-1 TEL 0228-22-2531

## ハローワークからのお知らせ

### ○宮城労働局公式「X」開設のご案内について

今年度から宮城労働局の公式アカウントとして開設されました。労働関係・人事労務関係など宮城県の労働に関する情報を発信します。  
詳細につきましては2ページを御覧願います。

### ○雇用保険制度の「子ども・子育て支援」に関連する改正について

夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」及び育児期を通じた柔軟な働き方を促進するため次の2点の給付について創設されました。令和7年4月より開始されます。

- ・出生後休業支援給付
- ・育児時短休業給付

詳細につきましては3ページを御覧願います。



## 労働市場の動き(5月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



### ◆5月の有効求人倍率は1.23倍

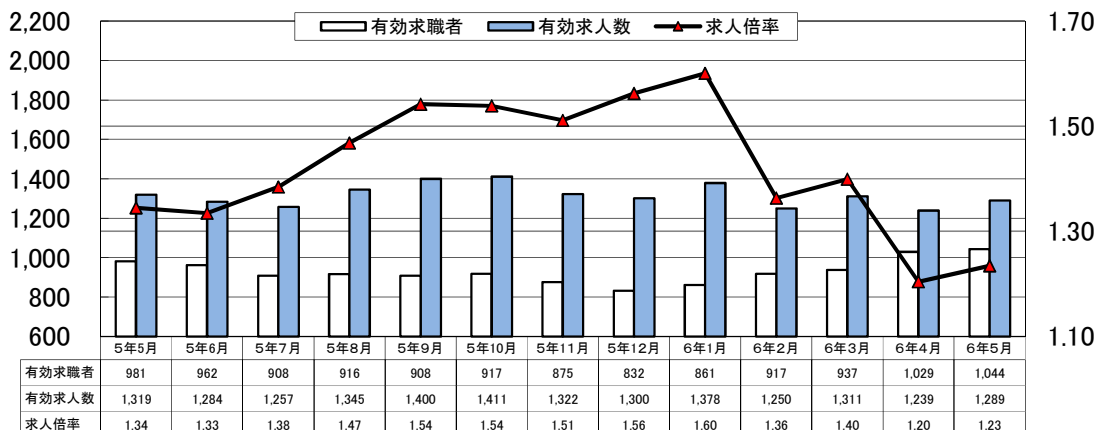
### ◆月間有効求人数は1,289人、月間有効求職者数は1,044人

・新規求人数は422人と、前月に比べ4.1%の減少となり、前年同月比では3.7%の減少となりました。

・新規求人の主な産業別でみると前年同月比で生活関連サービス業・娯楽業が350.0%、運輸業が128.6%、宿泊業・飲食サービス業が41.7%、建設業が23.1%、医療・福祉が10.0%増加した一方で、卸売・小売業が58.5%、製造業が33.9%、サービス業が18.6%減少しました。

・新規求職申込件数は242人と、前月に比べ33.9%の減少となり、前年同月比では10.5%増加しました。

・このため、5月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,289人に対し、月間有効求職者数1,044人で、有効求人倍率は、1.23倍となり、前年同月を0.03ポイント上回りました。



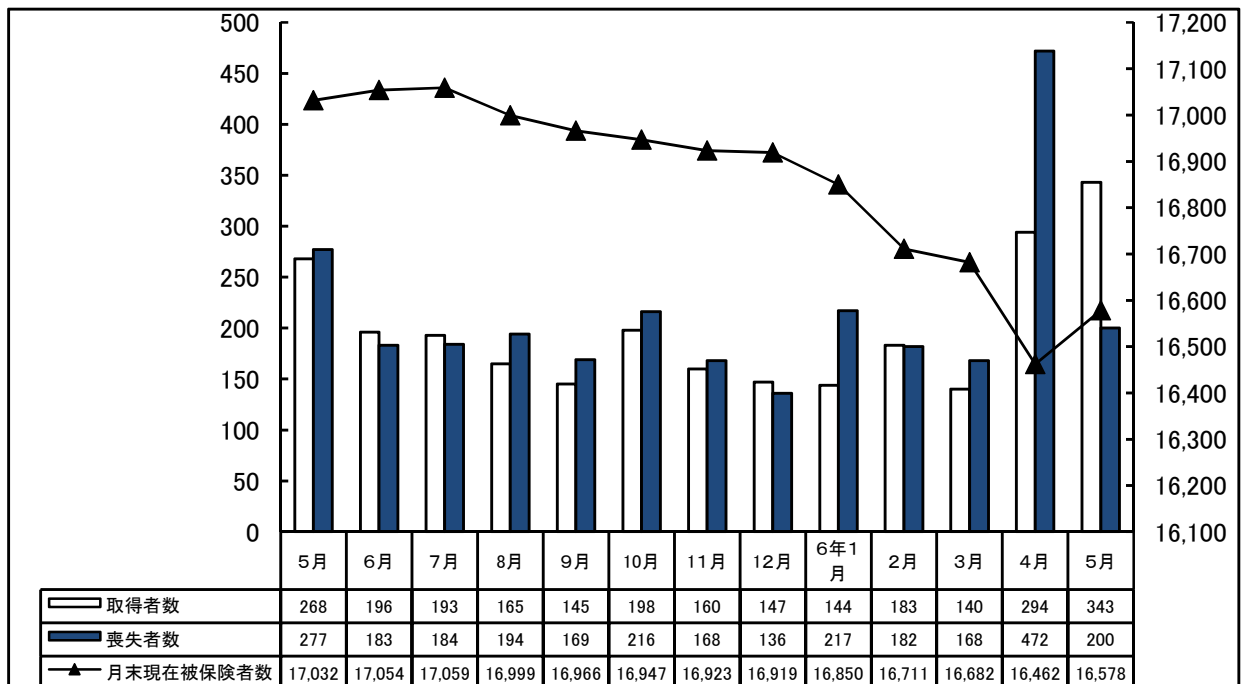


# 雇用の動き(5月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	242	▲ 33.9	10.5
	うち45歳以上	165	▲ 35.8	39.8
	有効求職者数	1,044	1.5	6.4
	うち45歳以上	670	3.2	12.6
求人関係	新規求人数	422	▲ 4.1	▲ 3.7
	うち常用	417	▲ 3.7	1.2
	有効求人数	1,289	4.0	▲ 2.3
	うち常用	1,272	5.3	1.4
紹介関係	紹介件数	230	▲ 13.9	5.0
	うち常用	215	▲ 12.2	4.4
就職関係	就職件数	92	7.0	10.8
	うち常用	90	12.5	25.0

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	343	16.7	28.0
	資格喪失者数	200	▲ 57.6	▲ 27.8
	月末現在被保険者数	16,578	0.7	▲ 2.7



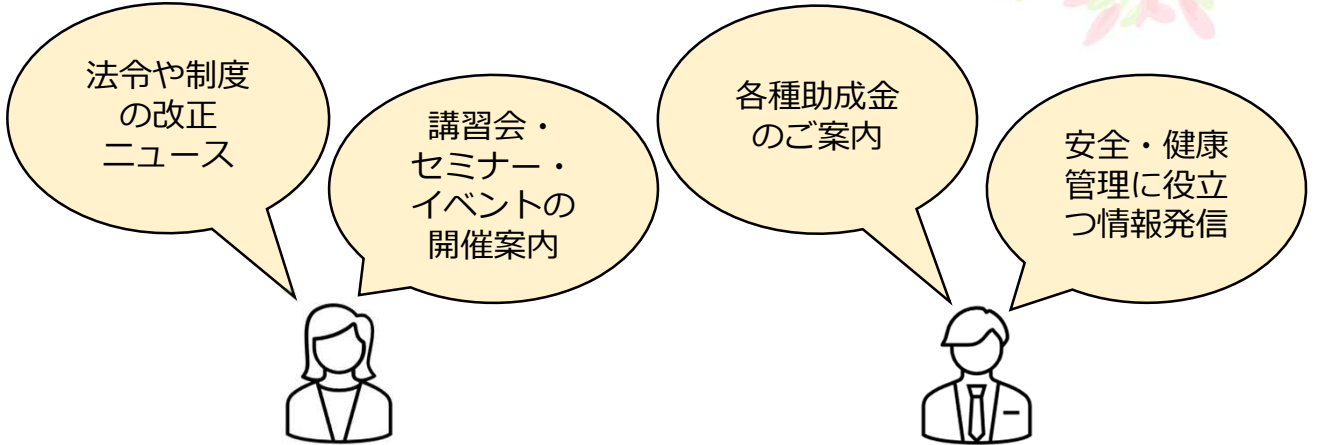


ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

# 宮城労働局公式 X のご案内



- 宮城労働局の公式アカウントです。労働関係・人事労務関係など、宮城県内の労働に関する情報を発信します。
- 企業の人事労務担当者、労働安全衛生担当者、経営者の方や、現在働いておられる方、就職活動中の学生や社会人の方など、幅広い方に役立つ内容を発信していきます。
- Xに寄せられたコメントにおいては返信いたしませんのでご理解お願いいたします。

幅広い情報をポストしていきますので、ぜひフォローをよろしくお願いいたします。



宮城労働局

宮城労働局【公式】  
@miyagi\_roudou



宮城労働局HPもご覧ください

- 労働行政施策全体の動向やお役立ち情報など、事業主や働く人と働きたい人、各種事業者や自治体等のための情報を発信しています。
- 労働局・監督署・ハローワークの窓口案内情報が整理されています。

【宮城労働局HP】

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1.html>

宮城労働局

検索

宮城労働局（雇用環境・均等室） ☎022-299-8844  
〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎

## 改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行し、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」及び育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付を創設する。

## 改正の概要

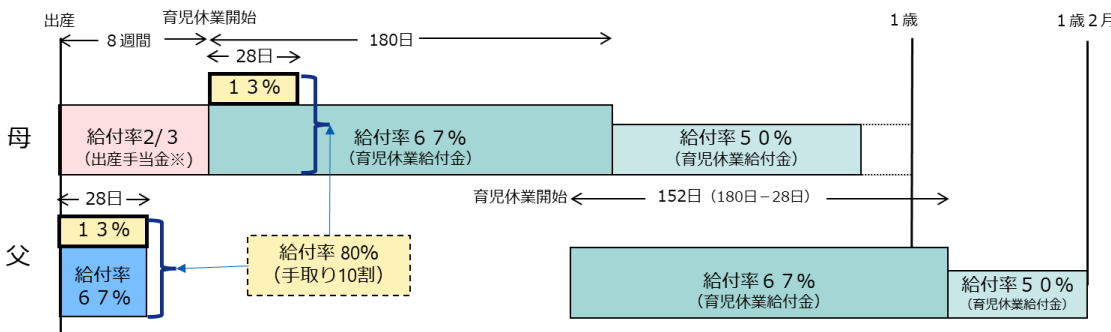
### 1. 出生後休業支援給付の創設【令和7年4月1日施行】〈財源〉子ども・子育て支援納付金

- 子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方（※1）が**14日以上**の育児休業を取得する場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、既存の育児休業給付とあわせて**給付率80%（手取りで10割相当）**（※2）の給付を行う。

※1 配偶者が専業主婦（夫）の場合やひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに出生後休業支援給付を支給する。

※2 給付は非課税であり、かつ、育児休業中は社会保険料が免除（一定の要件あり）されるため、休業前の手取り賃金と比較すると、実質的には10割相当の給付となる。

○出生後休業支援給付の給付イメージ

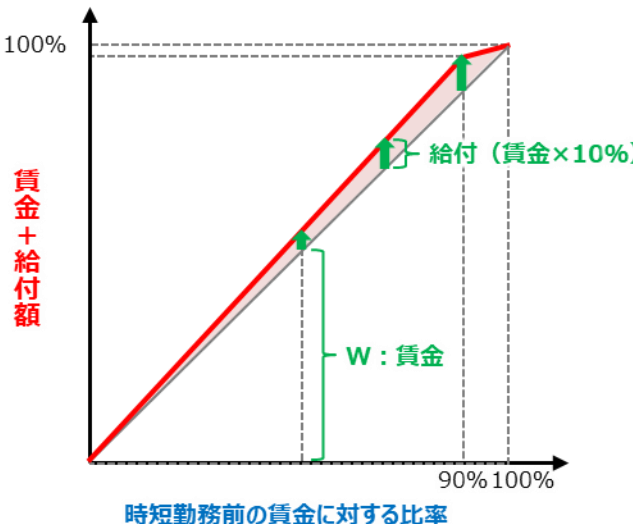


※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額 $\times$ 2/3相当額を支給。

### 2. 育児時短就業給付の創設【令和7年4月1日施行】〈財源〉子ども・子育て支援納付金

- 被保険者が、**2歳未満の子を養育するため**に、時短勤務をしている場合に、**時短勤務中に支払われた賃金額の10%**を給付する。

○育児時短就業給付の給付イメージ



(注) 時短勤務前の賃金に対する時短勤務時の賃金の比率が90%を超える場合は、給付率が逡減する。